

日野市監査委員告示第5号

平成25年(2013年)1月16日付け、日監第70号により地方自治法第199条第9項に基づき提出した平成24年度財政援助団体監査の結果に関する報告について、地方自治法第199条第12項に基づき措置を講じた旨通知がありましたので、同法同条同項の規定により、別添のとおり公表します。

平成25年(2013年)2月7日

日野市監査委員 奥 住 壽

日野市監査委員 梅 田 俊 幸

監査結果に基づく指摘事項

(平成 24 年度財政援助団体監査)

指摘事項 (意見・要望)	改善案、講じた措置事項
<p data-bbox="148 443 480 477">日野市環境緑化協会</p> <p data-bbox="148 533 592 566">1 補助金に係る事務について</p> <p data-bbox="172 629 794 808">補助金に係る会計その他の事務は、日野市環境緑化協会定款及び財務規定等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。</p> <p data-bbox="148 869 496 902">2 予算の執行について</p> <p data-bbox="172 965 794 1144">事業費、管理運営費に係る予算の執行、契約及び経理その他の事務については、定款及び財務規定等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。</p> <p data-bbox="172 1160 794 1238">しかし、一部において、次のような点が散見された。</p> <ul data-bbox="209 1256 794 1429" style="list-style-type: none">・物品購入・契約伺書の決裁が、支出負担行為の決裁区分と合っていないもの・伝票に出納員の認印が押されていないもの <p data-bbox="172 1447 794 1626">予算の執行に係る各書類については、適正な経理を行っていることを証するものであることから、十分な確認を行い、事務処理にあたるよう留意されたい。</p> <p data-bbox="148 1686 304 1720">3 その他</p> <p data-bbox="172 1783 794 2007">平成 24 年 4 月 1 日、公益財団法人の認定を受け、公益事業として、都市の緑化を推進し、緑と清流を守り、うるおい豊かな都市づくりに寄与することが求められるとともに、収支相償の原則から外れないよう、</p>	<p data-bbox="826 443 1158 477">日野市環境緑化協会</p> <p data-bbox="826 533 1270 566">1 補助金に係る事務について</p> <p data-bbox="887 629 1382 663">引き続き適正な執行管理を進める。</p> <p data-bbox="826 869 1174 902">2 予算の執行について</p> <p data-bbox="850 965 1465 1189">予算の執行については、物品購入・契約伺書と支出負担行為の決裁区分に誤りがないか精査し、伝票については、出納員の認印に漏れがないかなど確認を徹底し、適正な執行管理を行う。</p> <p data-bbox="826 1686 983 1720">3 その他</p> <p data-bbox="850 1783 1465 2007">公益財団法人として、都市に緑化を推進し、緑と清流を守り、うるおい豊かな都市づくりに寄与するとともに、収支相償の原則を遵守する。予算の執行管理については、市から運営経費、事業経費が出ている</p>

厳正な管理が求められることになる。

また、予算の執行管理については、市から運営経費、事業経費が出ていることを十分に自覚して、緊張感を持って管理運営を行っていくよう要望する。

ことを認識し執行管理を進める。

緑と清流課

1 補助金の交付決定等について

補助金に係る交付決定事務等は、公益財団法人日野市環境緑化協会に対する助成等に関する条例及び公益財団法人日野市環境緑化協会に対する助成等に関する条例施行規則に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、助成金交付申請書、実績報告書に收受印が押されていなかったため、日野市文書管理規則に従って適切に事務処理を行うよう留意されたい。

2 その他

今後、公益財団法人として適正な運営を行っていくためには、市との綿密なる連携及び市からの指導が不可欠である。公益財団法人の収支相償の原則から外れないよう、厳正な管理を実施し、これまで以上に十分な配慮をされるよう要望する。

緑と清流課

1 補助金の交付決定等について

文書受領時の收受印押印を徹底し、適正な事務処理を進める。

2 その他

収支相償の原則を逸脱しないよう、年1回の実施報告において、補助金の執行状況に係る詳細な報告の提出を求める。報告を精査した上で必要に応じて年度内の補助金変更も検討し、真に必要な額の補助金を付するよう管理を行う。